

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

12月中旬に「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を送付しています。まだ確認書を返送していない方は、お早めに手続きください。世帯主が住民税非課税であっても、住民税が未申告の同居の方がいる場合は、申請書による手続きとなりますのでご注意ください。

申請に必要な書類や提出方法などは、町ホームページに掲載しています。



期限 2月15日(水) **支給** 1世帯当たり一律5万円

問 当別町給付金実施本部 (☎ 23 - 2330)

当別町地域福祉計画策定委員を募集します

第4期当別町地域福祉計画に関する委員会を開催するため、参加いただける委員を募集します。

要件 町内に在住、通勤・通学しており、地域福祉に興味がある20歳以上の方 **人数** 若干名 **任期** 令和5年3月1日～令和7年2月28日 **応募** ゆとろ福祉係または町ホームページにて取得できる応募用紙(任意様式も可)に、必要事項を記入のうえ、2月20日までに福祉係へ提出ください。

問 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎ 23 - 3019)



貯水槽は定期清掃・水質検査が必要です

ビルやマンションなどの「貯水槽水道」の管理は設置者が行わなければなりません。

○ 貯水槽水道の種類

・簡易専用水道

貯水槽の有効容量が10m³を超えるもの

・小規模貯水槽水道

貯水槽の有効容量が10m³以下のもの

■ 簡易専用水道の管理

設置者は、水道法により、専門業者による貯水槽の点検・清掃と厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による法定検査を、1年以内ごとに1回、定期的に行うことが義務付けられています。

■ 小規模貯水槽水道の管理

設置者は、当別町水道事業給水条例により、1年以内ごとに1回、点検・清掃・水質検査を行い、簡易専用水道に準じた管理を行うこととされています。

問 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

移動献血車が来ます！献血にご協力ください

日時 2月28日(火) 9時30分～10時 札幌建設管理部当別出張所、15時30分～16時30分 ゆとろ **問** 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎ 23 - 3019)

広 告

広 告

広 告

お知らせ

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

町では「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の資料として、アンケート調査を実施します。多くの方のご協力をお願いします。

対象 次の条件をすべて満たす方

- ・令和5年1月1日現在、満65歳以上の方
- ・町に住民票を有し、町の介護保険被保険者の方
- ・介護保険要介護1～5の認定を受けていない方

調査 調査票は対象となる方へ郵送します。**回答** 調査票に記入のうえ、同封の返信用封筒で返送ください。

問 介護課高齢者支援係（ゆとろ内・☎27-5131）・介護課介護保険係（ゆとろ内・☎23-3029）

国民年金保険料は口座振替の前納がお得です

国民年金保険料の納付は、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」があります。6か月以上の前納は受付期限があるので、ご希望の方は2月末までに、納付書または年金手帳、通帳・金融機関届出印をご持参のうえ、口座振替をする金融機関または年金事務所、役場住民課戸籍年金窓口へお申し出ください。

問 住民課戸籍年金係（☎23-2463）

2023年中の延滞金の割合

2月28日は国民健康保険税（第8期分）の納期限です。納期限までに納付しないと、以下の延滞金がかかる場合があります。

- ・納期限の翌日から1カ月を経過する日まで
2.4%（延滞金特例基準割合^{*}+1.0%）
- ・納期限の翌日から1カ月を経過した日以後
8.7%（延滞金特例基準割合^{*}+7.3%）

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合のことです。

問 税務課納税係（☎23-2341）

社会保険料控除証明書について

令和4年10月1日から12月31日までに、初めて国民年金保険料を納付された方に、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が日本年金機構から2月上旬に発送されます。確定申告の際には、この証明書（または領収書）を添付してください。なお、ご家族の保険料を納付された場合でも、社会保険料控除に加えることができます。

問 ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）

広 告

広 告

広 告

軽自動車の廃車・住所変更・譲渡の手続き

軽自動車税種別割は、定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、3月31日までに行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税種別割は月割課税ではないので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになります。

<手続きを行う機関>

- ・125cc以下の原動機付自転車
- ・小型特殊自動車（トラクタ、ホイロローダ等）
- ・ミニカー（三輪以上20cc超50cc以下）

※廃車手続きの場合、ナンバープレートを持参ください。
※札幌99から始まる車両番号の車両は役場での手続き後、北海道運輸局札幌運輸支局にて別途手続きが必要です。

申告 役場税務課税務係

- 三輪及び四輪以上の軽自動車
（「札幌5〇〇（4〇〇）～」ナンバーなど）

申告 軽自動車検査協会札幌主管事務所（札幌市北区新川5条20丁目1番21号・☎050-3816-1763）

- 二輪の軽自動車
（126cc～250cc、「1札幌（札）～」ナンバー）
- 二輪の小型自動車（250cc超、「札幌～」ナンバー）

申告 北海道運輸局札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目・☎050-5540-2001）

※閉庁日等は、各申告先にご確認ください。

問 税務課税務係（☎23-2332）

寄付・寄贈

☆当別町ふるさと納税へ12月納入分

計104,884人から12億9,455万円ご寄付いただきました。ご寄付いただいた方の氏名等は町ホームページに掲載しています。

☆新しいまちの顔づくりプロジェクト基金へ

「新駅の構築及び周辺の開発促進の取組に対する寄付として」

▼北新マテリアル株式会社 10万円

☆当別町社会福祉協議会へ

▼当別ライオンズクラブより 3万円

▼新出 清保さんより 20万円

▼一般財団法人北海道信用金庫ひまわり財団より 10万円

▼匿名の方より 15万円

▼西村 そよ子さんより 紙オムツ7袋、トイレトペーパー216ロール、その他



広 告

広 告

広 告